

## 財団法人制度に関する調査（ドイツ）

本資料は、外務省を通じ、ドイツ連邦共和国及びバイエルン州政府に財団法人制度について照会し、得られた結果及び資料に基づき作成したものである。

### 1 ドイツの財団法人制度

ドイツ連邦共和国民法（BGB: Bürgerliches Gesetzbuch。以下「民法」という。）において、財団法人の設立は当該財団の所在する州の管轄官庁による認証（Anerkennung）を受けを規定し（民法80条1項）、そのほか設立の要件や寄附行為の方式など財団の規律について規定しているほか、各州法においても財団に関する規定を置いている。

### 2 設立

財団法人（rechtsfähigen Stiftung）を設立するためには、設立者は、一定の方式にしたがった寄附行為を行い（民法81条1項）、州の認証を受けなければならない（民法80条1項）。

財団は、寄附行為が民法81条1項に定める方式に従っていること、継続的かつ永続的な財団の目的の実現が確保されていること、財団の目的が公共の福祉を損なうものでないことの要件を満たせば（州の認証により）法人格を取得することができることとされ（民法80条2項）、また、寄附行為には、設立者の示した目的の実現のために財産を寄贈する旨及び財団の名称、所在地、目的など民法の定める事項を記載した根本規則を定めることとされている（民法81条1項）。

\* 1 2002年に民法改正がされ、改正前民法において財団の法人格付与の要件について規定がなかったところ、財団が一定の要件を満たしているときは法人格が付与されることを規定（民法80条2項）、財団の寄附行為に関する統一的な要件を規定（民法81条1項）、公共の福祉と合致した全ての目的を許容（民法80条2項後段）、「認可」(Genehmigung)を「認証」(Anerkennung)に修正（民法80条1項）とする内容の改正がされている。

\* 2 ドイツにおいては財団法人及び社団法人のいずれも法人格付与に公益性を要件とはしていない。これは、公益性を法人格付与の前提とすると、社会の変化に伴って当該法人が公益性を有しないと認められた場合は、当該法人の法人格を否定せざるを得ず、法人格が不安定なものとなること、それを排除するために法人の設立と「公益性」の認定を区別するというものである（ドイツ連邦司法省）。

\* 3 社団制度のほか財団制度を認める意義として、「社団」が人間が集まったもの（人が団体の目的を追求して活動する）であるのに対し、「財団」は財産が集まったものであり、団体の目的追求は当該資産に基づいて行うという点において、両者は全く異なった性質の法人であること、財団の場合、設立者の提供した財産は、その活動によって損なわれることがないという特性が存するという点が挙げられている（ドイツ連邦司法省）。

また、信託制度と財団制度との使われ方の違いについて、通常の場合、比較的少額の財産に基づき

事業を行う場合には「信託」を用いる。これに対し、財団法人の場合は、設立までの手続が煩雑で組織も整備しなければならず、約5万ユーロという財産の最低限度額もあるため（下記項番「3」参照）、比較的多額の財産に基づく場合が多いとのことである（バイエルン州内務省）。

\* 4 財団制度の濫用について、財団制度が相続税逃れ等のために濫用されているのではないかという指摘は（専門的知識がない一般の人々から）漠然となされることがあり、また、財団制度が濫用されたケースが全くないとは言えないが、その件数は極めて少ないとのことである。そして、制度の濫用という点では、株式会社や有限会社等の他の法人形態においても認められるものであり、悪質なケースは、むしろ、これらの会社形態による場合が多いとのことである（ドイツ連邦司法省）。

また、家族財団を使った税逃れについて、家族財団は公益法人ではないので、これについて特別な税の優遇措置はなく、また、理論上は、当該家族財団が、他に便宜上の公益法人をつくって、その法人との間で資金をやりとりするという方法は考えられるが、そのような事例として承知しているのは極めて少数とのことである（ドイツ連邦財務省）。

### 3 財団の財産

民法には財団が保有する財産の最低額は定められていない。

バイエルン州においても、同州財団法（Bayerisches Stiftungsgesetz）に財団の財産の最低額の規定はないが、財団の目的を継続的に達成するために必要な額と解されており、通常は約5万ユーロとされている（バイエルン州内務省）。

また、出捐された財産の取り崩しについても民法は規定していないが、バイエルン州においては、財団の財産は、減少させることなく維持することとされている（バイエルン州財団法11条1項）。

この場合に、財団に出捐された財産を費消することはできないこととなるが、費消が許されないのは設立の基本となる財産であり、例えば、財団に寄附された金銭を活動に使用することは可能とされている（バイエルン州内務省。なお、バイエルン州財団法13条参照）

### 4 ガバナンス

財団法人には、理事会（Vorstand）を置くこととされ、理事が当該法人を代表することとされている（民法86条、26条）。理事会のほかにいかなる機関を設けるかは民法に規定がないが、理事会のほかに、理事会を監督し、重要事項の議決を行う機関として評議会（Stiftungsrat）が置かれる例もある（バイエルン州オーバーバイエルン行政庁発行「財団設立の手引き」）。

### 5 情報開示

民法には、財団法人の情報開示に関する規定はなく、2002年の民法改正の際も財団に一定の情報開示義務を課するか否かが検討されたが、民法上は課さないこととされた（財団法に関する連邦・州研究委員会の報告書）。

バイエルン州においては、財団が法人格を取得した場合に、州公報に、(a)名称、(b)法的性格・種類、(c)所在地、(d)目的、(e)組織、(f)法律上の代表者、(g)拠出者名（拠

出者の申請に基づき公告しないことも可能)、(h)創設時期、(i)事務所の住所を公告することとされ(バイエルン州財団法7条)、また、州は当該事項を記載した財団名簿を作成し、一般に供覧することとされている(バイエルン州財団法8条)。

## 6 行政上の監督

民法においては、財団法人の設立に州の管轄官庁の認証を要することとされており(民法80条1項)、また、財団の目的を実現できなくなったとき又はその実現が公共の福祉に反するときは、管轄官庁は、財団の廃止をすることができることとされている(民法87条1項)。

バイエルン州においては、財団法人のうち、専ら私的目的の追求を行うものではないもの(少なくとも部分的に公共の福祉に奉仕する目的を有するもの)を「公の財団」(Offentliche Stiftungen)としている(バイエルン州財団法1条3項)。

また、「公の財団」である財団は、原則として州の法的監督を受けることとされ(バイエルン州財団法18条1項、20条3項、21条、23条、25条、26条)、各事業年度終了後6か月以内に決算書を作成し、貸借対照表並びに事業報告書を併せて財団監督庁に提出することとされている(バイエルン州財団法25条2項)。

なお、設立認可など財団に関する州の職務行為について、「公の財団」以外の財団に対しては費用が徴収されるが、「公の財団」に対しては、一定のものを除きそれらの費用が免除されている(バイエルン州財団法41条)。